

## 八幡市教育委員会傍聴規則

昭和31年10月1日教委規則第3号

**改正** 昭和52年11月1日教委規則第2号

平成元年6月14日教委規則第5号

平成27年4月1日教委規則第4号

**第1条** 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所等を会議傍聴人受付簿に記入し、教育長の必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。

**第2条** 次の各号の一に該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) めいていしていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者
- (3) 前各号のほか教育長において、傍聴を不相当と認める者

**第3条** 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、または拍手をすること。
- (3) 議事に批評を加え、または賛否を表すること。
- (4) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をすること。

**第4条** 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、または傍聴人の退場を命じたときは、すみやかに退場しなければならない。

**第5条** 前各条のほか、傍聴人は教育長の指示に従わなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和31年10月1日から適用する。

**附 則** (昭和52年11月1日教委規則第2号)

この規則は、昭和52年11月1日から施行する。

**附 則** (平成元年6月14日教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年4月1日教委規則第4号)

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により教育長が任命された日（平成29年4月2日）から施行する。